



# 株式会社ヒロバ 社内報

## <経営理念>

- 一、缶パーツとその関連技術を通じて、缶の社会貢献を全面的に支援しよう
- 一、一人一人の持つすべての能力を、共にベストの形で花開かせよう
- 一、現場で現物を見て現実を把握し、原理原則にのっとなって対処しよう
- 一、お客様と我々自身に還元するために、一切のムリ・ムダ・ムラを無くして最大の利益を追求しよう
- 一、国内外を問わず、自らの可能性を追求し、仕事を通じて社会に貢献しよう

2月迄業績	計画	実績	差異	%	昨年比	%	12月迄成り行き	昨年度実績
売上	65,713	68,299	2,586	103.9%	10,480	118.1%	440,499 万円	403,780 万円
営業利益	- 302	652	954	-	- 152	-	7,858(1.78%)	15,463(3.83%)

## <2月度は売上健闘・営業利益クリアで好調を維持>

14年振りWBC優勝の歓喜に沸いた興奮も落ち着き、3月末の年度変わりが近づいてきました。4月からの新たな環境を待つ方も多い時期ですから、何かと忙しい毎日をお過ごしかと思います。そんな中でも、心のゆとりも持ち続けたいですね。この頃は桜が見頃になりました。週末に花見に行こうか画策中です。

さて、2月の売上は輸出にて約1,000万円の取引もあり、若干未達ではあるものの、ほぼ計画通りの結果となりました。輸出案件はキャップ、口金などの当社メイン製品が対象となり、受注量も年々上昇していることもあり、東西工場では相当大変な思いで納期対応してもらっています。改めてありがとうございます。メイン製品なので利益率も良く、皆さんの頑張りは近年の好調な業績に寄与しています。

営業利益は若干のマイナスにはなったものの、計画に対しては269万円増でした。材料価格高騰分の価格転嫁(値上げ)を3月末までに終わらせるよう見据えており、東西営業では最後の詰め段階に入っています。これまでにない値上げ幅(tあたり5万円強)に対し、真摯な交渉を心がけ、安易に安値に応じることなく適正単価で妥結を重ねています。東西工場では2月はクレームゼロで終わってくれており、値上げ専念のサポートになりました。

2月単月 (単位:万円)	売上		営業利益		営業利益累計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
東京営業所	21,248	21,372	1,038	1,444	1,830	2,489
千葉工場	18,345	19,096	-979	-1,462	-1,458	-1,607
大阪営業所	11,210	10,898	157	314	280	488
大阪工場	9,451	9,593	-507	-318	-954	-718
全社	32,458	32,270	-291	-22	-302	652

## 【全社品質目標の達成状況】

安全第一 労災事故0件：2月末で千葉74日、大阪151日、  
労災事故ゼロ継続中

品質クレーム：2月度 東西でゼロ

納期遅れ：なし

コストダウン：計画433万円 ⇒ 実績568万円(131%)

新規品売上：計画710万円 ⇒ 実績771万円(108%)

## <社内報のバックナンバーが閲覧可能となりました>

給与明細のWEB化に伴い、現在社内報もWEB上でご覧いただけますが、これまで最新月分しか掲載できていませんでした。必要に応じて皆さんが遡って見られるよう、過去1年分を閲覧可能な形にしました。社内報のページを下の方にスクロールしていただくと、バックナンバーの表記と共にPDFのリンクを貼った表があります。そこからご確認頂きたいと思います。

3/25 廣瀨 庄一郎

## <人を生かす経営>(8)

### 【1】独立自尊(8)

### 【4】職能資格制度・面接制度とその目的(2)

#### 仕事・評価・給料・教育の連動

職能資格制度の中心となる職能資格要件表には、職種ごとに1級～6級まで、それぞれにどのレベルの仕事が出来るようになってほしいか、そしてそれぞれの級において持っていたい資格や受けておきたい教育について、出来る限り明確に示しています。その内容は人事考課表とも連動していますし、各級の中で細分化されたランクと年齢によって基本給が決まっています。つまり、仕事・評価・給料・教育が連動する制度です。

なぜ、こうしたものが作られているかといえば、まさに一人ひとりはどこをめざすのかを考える上での指針にさせていただくため。そして、皆さんがより高いランクをめざすモチベーションにつなげてもらうため。そのために作成されているとご理解ください。

### 【2】相互尊重

#### (1)天賦の基本的人権

#### 憲法が保障

日本国憲法第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すこと

のできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とあります。

基本的人権は、誰もが生まれながらにして天から賦与されているもの、という考え方です。憲法論議というと、往々にして第9条の是非に直結して、右だ左だという論争になりがちですが、日本国憲法の中心軸には「基本的人権」があって、それをいかに為政者に守らせるかということで各条文が展開されているわけです。

あまり憲法のことについて学習する機会は無いですので、この基本的人権のベースとなっている条文を参考に記述しますと、

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

とあります。こうしたことを前提として、様々な条文で「何人も奴隷的拘束を受けないこと」「思想及び良心の自由」「信教の自由」「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」「居住、移転及び職業選択の自由」「学問の自由」「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」「教育を受ける権利、受けさせる義務」「勤労の権利と義務」等々が保障されています。

3/25 廣瀨 泰久